

1

平成 31 年第 1 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議 案

平成 31 年 1 月 25 日

## 議 事 日 程

平成31年1月25日(金曜日)  
午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1 号 東濃看護専門学校<sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて</sup>
- 第 4 議第 2 号 平成30年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第 5 議第 3 号 平成30年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議第 4 号 平成30年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議第 5 号 平成30年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議第 6 号 平成30年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議第 7 号 平成30年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 10 議第 8 号 平成31年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算
- 第 11 議第 9 号 平成31年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算
- 第 12 議第 10 号 平成31年度東濃看護専門学校事業特別会計予算
- 第 13 議第 11 号 平成31年度東濃西部少年センター事業特別会計予算
- 第 14 議第 12 号 平成31年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算
- 第 15 議第 13 号 平成31年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算
- 第 16 議第 14 号 平成31年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算

議第 1 号

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成 5 年東濃西部広域行政事務  
処理組合条例第 8 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 1 月25日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成 5 年東濃西部広域行政事務  
処理組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（入学資格）

第 4 条 入学資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する准看護師とする。

- （1） 准看護師の免許を得た後 3 年以上業務に従事している者
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第 1 項に該当する者
- （3） 学校において、入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学  
力があると認めた者で、18歳に達したもの

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。